

那覇市公報

第 1 8 7 3 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則（ちゃーがんじゅう課）・1159
- 那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（子育て応援課）
..... 1162
- 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（子育て応援課） 1164
- 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（子育て応援課） 1167
- 那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則（こども政策課） 1169

◇告 示◇

- 令和6年（2024年）11月那覇市議会定例会の招集について（総務課） 1171
- 令和6年度上半期那覇市の財政状況の公表（財政課） 1172
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課） 1188
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課） 1189
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課） 1190
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課） 1191

◇公 告◇

○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について（ハイサイ市民課）・ 1192

◇選挙管理委員会告示◇

○期日前投票所における投票管理者の氏名等の変更について…………… 1201

規 則

那覇市規則第39号

令和6年10月11日

公 布 済

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設条例（令和6年那覇市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可等の申請等）

第2条 条例第4条第2項に規定する公告は、那覇市公告式規則（平成16年那覇市規則第39号）第2条第2項の規定にかかわらず、市役所前の掲示場に掲示し、及びホームページに掲載してするものとする。

2 条例第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の申請は、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等申請書を提出してしなければならない。

3 条例第4条第6項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

（1） 条例第4条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の許可（第4条において「利用許可等」という。）を受けた事項を変更しようとする場合 変更しようとする日の前日から起算して30日前の日

（2） 条例第5条第2項の規定による更新を受けようとする場合 更新前の利用期間の末日から起算して30日前の日

（条例第4条第3項及び第4項第2号の規則で定める事項）

第3条 条例第4条第3項及び第4項第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 事業経営の理念
- （2） 地域との連携
- （3） サービスの質の確保
- （4） 要介護者の尊厳及び権利の擁護
- （5） 要介護者の安全の確保
- （6） 資金計画
- （7） その他市長が必要と認める事項

（利用許可等）

第4条 市長は、利用許可等をするときは、申請をした者に対し、那覇市真地市営住

宅高齢者福祉施設利用等許可書を交付するものとする。

- 2 市長は、利用許可等をしないときは、申請をした者に対し、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等不許可通知書を交付するものとする。

（使用料の全部又は一部の免除）

第5条 条例第7条の規定による免除を受けようとする者は、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を免除するものとする。

（1）条例第7条第1号に掲げる場合 使用料の額をその月の日数で除して得た額に、当該月において条例第3条に規定するサービス（福祉施設を事業所として行うものに限る。）の全部を提供することができなかつた日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（2）条例第7条第2号に掲げる場合 市長が必要と認める額

- 3 市長は、使用料を免除したときは、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除通知書を交付するものとする。

（利用許可の取消し等）

第6条 市長は、条例第11条第1項又は第2項の規定により利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用許可取消等通知書を交付するものとする。

（様式等）

第7条 次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。

文書の名称	関係規定
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等申請書	第2条第2項
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等許可書	第4条第1項
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用等不許可通知書	第4条第2項
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除申請書	第5条第1項
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設使用料免除通知書	第5条第3項
那覇市真地市営住宅高齢者福祉施設利用許可取消等通知書	第6条

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

那覇市規則第40号

令和6年10月11日

公 布 済

那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市こども医療費助成条例施行規則（平成5年那覇市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（助成金の申請等） 第5条 条例第6条第1項の規則で定める申請又は申出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 （1） 条例第6条第1項第1号に掲げる方法による助成 次のア又はイに定めるもの ア こども医療費助成金支給申請書に受給資格者証、<u>被保険者証等</u>その他市長が必要と認める書類を添えて市長に対して行う申請 イ 〔略〕 （2） 〔略〕 2 〔略〕	（助成金の申請等） 第5条 〔略〕 （1） 〔略〕 ア こども医療費助成金支給申請書に受給資格者証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に対して行う申請 イ 〔略〕 （2） 〔略〕 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第41号

令和6年10月11日

公 布 済

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則（平成7年那覇市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（助成対象者である養育者）</u> <u>第6条 条例第3条第1項第2号エに規定する規則で定める養育者は、養育者のうち、養育者自身が第2条又は第3条に規定する児童に該当するものとする。</u> <u>第7条～第15条</u> 〔略〕 （助成金の支給申請） <u>第16条</u> 〔略〕 2 〔略〕 3 保険医療機関等において<u>受給者証及び第13条第1項第1号の被保険者証等</u>を提示して医療を受けた場合は、沖縄県国民健康保険団体連合会から市長が当該医療に係る助成の額の算定に必要な事項の通知を受理したことをもって、第1項の規定による申請があったものとみなす。 <u>第17条～第18条</u> 〔略〕 （届出事項） <u>第19条 条例第9条第1項の規定による届出は、次に掲げる事由が生じたときに、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者変更（消滅）届に受給者証を添え、これを提出して行わなければならない。</u> <u>（1） 保護者又は受給資格者の氏名又は住所に変更があったとき。</u> <u>（2） 医療保険各法に規定する保険の種類又は第13条第1項第1号の被保険者証等の記載事項に変更があったとき。</u> <u>（3） 受給資格者の全部又は一部の者が助成対象者としての資格要件を欠いたとき。</u>	<u>第6条～第14条</u> 〔略〕 （助成金の支給申請） <u>第15条</u> 〔略〕 2 〔略〕 3 保険医療機関等において、<u>医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示して医療を受けた場合は、沖縄県国民健康保険団体連合会から市長が当該医療に係る助成の額の算定に必要な事項の通知を受理したことをもって、第1項の規定による申請があったものとみなす。</u> <u>第16条～第17条</u> 〔略〕 （届出事項） <u>第18条 条例第9条第1項の規定による届出は、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給者変更（喪失）届に受給者証を添え、これを提出して行わなければならない。</u>

<u>(4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。</u> <u>(5) 助成金の支払を取り扱う金融機関に変更があったとき。</u> 2～3 〔略〕 (<u>受給資格消滅の通知</u>) <u>第20条 市長は、受給資格者が条例第11条の規定に該当すると認めるときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書により、保護者に通知するものとする。</u> <u>第21条～第22条 〔略〕</u>	2～3 〔略〕 (<u>受給資格喪失の通知</u>) <u>第19条 受給資格者が受給資格を喪失したときは、那覇市母子及び父子家庭等医療費受給資格喪失通知書により、保護者に通知するものとする。</u> <u>第20条～第21条 〔略〕</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第42号

令和6年10月28日

公 布 済

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例施行規則（平成7年那覇市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（所得の限度額） 第8条 条例第5条第1項第1号に規定する規則で定める額は、施行令第2条の4第2項に規定する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童の養育者については、施行令第2条の4第7項に規定する額とする。 （1）～（5） 〔略〕 3 条例第5条第1項第2号に規定する規則で定める額は、施行令第2条の4第8項に規定する額とする。	（所得の限度額） 第8条 条例第5条第1項第1号の規則で定める額は、施行令第2条の4第2項第1号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童の養育者に係る条例第5条第1項第1号の規則で定める額は、施行令第2条の4第6項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）～（5） 〔略〕 3 条例第5条第1項第2号の規則で定める額は、施行令第2条の4第7項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

那覇市規則第43号

令和6年10月28日

公 布 済

那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市こども政策審議会規則の一部を改正する規則

那覇市こども政策審議会規則（平成19年那覇市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(担任事務) 第2条 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)～(4) [略]	(担任事務) 第2条 [略] (1) <u>こども基本法(令和4年法律第77号)</u> <u>第10条第2項の市町村こども計画に関する事項</u> (2)～(5) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 379 号

令和 6 年 11 月 18 日

掲 示 済

令和 6 年（2024 年）11 月那覇市議会定例会の招集について

令和 6 年（2024 年）11 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 知念 寛

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1 招 集 の 日 | 令和 6 年 11 月 27 日（水） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第 394 号

令和 6 年 12 月 2 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 知念 覚

令和6年度上半期那覇市の財政（令和6年9月30日現在）

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

（単位：千円）

区 分		予算現額	歳入		歳出	
			収入済額	収入率	支出済額	執行率
(1) 一般会計		192,631,927	76,214,268	39.6%	67,196,582	34.9%
(2) 特別会計		76,771,186	28,091,696	36.6%	30,531,957	39.8%
内 訳	病院事業債管理	525,192	175,109	33.3%	175,109	33.3%
	介護保険事業	32,089,151	12,552,615	39.1%	12,258,440	38.2%
	国民健康保険事業	39,018,931	13,660,246	35.0%	16,405,750	42.0%
	後期高齢者医療	4,717,433	1,662,347	35.2%	1,514,629	32.1%
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	96,460	35,642	36.9%	25,701	26.6%
	土地区画整理事業	7,052	5,531	78.4%	342	4.8%
	市街地再開発事業	316,967	206	0.1%	151,987	48.0%
合計(1)+(2)		269,403,113	104,305,964	38.7%	97,728,539	36.3%

※各表の数値は単位未満で四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は一致しない場合があります。

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳 入

(単位：千円)

予算科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	54,946,077	32,139,830	58.5%
地方譲与税	725,929	264,443	36.4%
地方交付税	9,947,397	6,876,610	69.1%
分担金及び負担金	688,013	314,082	45.7%
使用料及び手数料	3,576,096	1,736,091	48.5%
国庫支出金	55,945,760	19,074,066	34.1%
県支出金	20,842,837	1,129,060	5.4%
繰入金	7,870,194	0	0.0%
繰越金	4,565,135	6,716,456	147.1%
諸収入	2,375,548	630,705	26.5%
市債	18,952,980	0	0.0%
その他	12,195,961	7,332,924	60.1%
合 計	192,631,927	76,214,268	39.6%

歳 出

(単位：千円)

予算科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	784,033	367,851	46.9%
総務費	15,116,106	4,121,391	27.3%
民生費	100,349,310	41,242,012	41.1%
衛生費	21,525,259	3,962,823	18.4%
労働費	38,136	16,400	43.0%
農林水産業費	979,734	239,980	24.5%
商工費	2,368,348	1,254,218	53.0%
土木費	19,746,157	4,045,098	20.5%
消防費	3,548,436	1,383,121	39.0%
教育費	16,664,220	4,765,001	28.6%
災害復旧費	4	0	0.0%
公債費	10,984,015	5,366,139	48.9%
その他	528,170	432,549	81.9%
合 計	192,631,927	67,196,582	34.9%

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	3,136,430	m ²
②建物（学校、図書館など）	1,168,370	m ²
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	27,833,710	千円
④有価証券（株券）	657,104	千円

4 一時借入金の現在額 0 千円

5 市債残高

（単位：千円）

借入先	一般会計	病院事業 債管理特 別会計	介護保険 事業特別 会計	母子父子 寡婦福祉 資金貸付 事業特別 会計	市街地再 開発事業 特別会計	合 計
財政融資 資金	75,702,538	0	146,900	0	2,596,332	78,445,770
簡易生命 保険資金	1,046,317	0		0	0	1,046,317
郵便貯金 資金	59,634	0		0	0	59,634
地方公共 団体金融 機構	24,849,913	8,630,865		0	0	33,480,778
国の予算 貸付等	150,760	0		461,497	56,980	669,237
市中銀行	6,877,687	0	183,600	0	79,622	7,140,909
その他の 金融機関	3,669,692	0		0	104,226	3,773,918
共済等	440,484	0		0	0	440,484
その他※	2,072,753	2,622,400		0	26,180	4,721,333
合 計	114,869,777	11,253,265	330,500	461,497	2,863,340	129,778,380

※ その他は沖縄県貸付金及び水道事業会計からの借入れである。

6 市民一人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

令和6年9月30日現在人口 313,385 人 （外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 614,681 円

市民1人当たり市税負担額 175,331 円

（単位：円）

1人当たり行政経費	614,681
議会費	2,502
総務費	48,235
民生費	320,211
衛生費	68,686
労働費	122
農林水産業費	3,126
商工費	7,557
土木費	63,009
消防費	11,323
教育費	53,175
災害復旧費	0
公債費	35,050
その他	1,685

7 令和6年度予算総括表

（単位：千円）

会計別		令和6年度 当初予算	令和5年度 当初予算	増減額	令和6年度対前年度増減率	令和5年度対前年度増減率
一般会計		174,789,000	168,677,000	6,112,000	3.6%	5.7%
特別会計		75,333,523	75,802,767	△ 469,244	△ 0.6%	3.3%
内 訳	病院事業債管理	525,192	403,557	121,635	30.1%	46.1%
	介護保険事業	30,786,159	30,065,228	720,931	2.4%	1.3%
	国民健康保険事業	38,918,814	40,945,146	△ 2,026,332	△ 4.9%	4.1%
	後期高齢者医療	4,697,962	3,938,916	759,046	19.3%	8.4%
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	81,377	91,875	△ 10,498	△ 11.4%	11.1%
	土地区画整理事業	7,052	10,035	△ 2,983	△ 29.7%	△ 19.0%
	市街地再開発事業	316,967	348,010	△ 31,043	△ 8.9%	△ 1.2%
合 計		250,122,523	244,479,767	5,642,756	2.3%	5.0%

那覇市上下水道局業務の状況(水道事業)

1 事業の概要

主要統計

令和6年9月30日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	313,385
給水戸数	戸	170,259
給水栓数	栓	120,124
総配水量	m ³	18,807,625
一日平均配水量	m ³	102,774
一日最大配水量	m ³	109,650
有収水量	m ³	16,835,370
有収率	%	89.51

水道料金調定・収納状況

令和6年9月30日現在
(税込)

予算額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	未納額(円)
7,332,677,000	3,434,778,366	2,321,489,772	67.59	1,113,288,594

2 計理の状況

予算の執行状況

(1)収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業収益	8,197,439,000	3,772,664,468	46.02%	
	第 1 項	営業収益	7,605,112,000	3,509,000,716	46.14%	
	第 2 項	営業外収益	592,326,000	263,516,956	44.49%	
	第 3 項	特別利益	1,000	146,796	14679.60%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		水道事業費用	8,048,860,000	3,009,003,998	37.38%	
	第 1 項	営業費用	7,950,135,000	2,999,883,682	37.73%	
	第 2 項	営業外費用	75,189,000	6,399,597	8.51%	
	第 3 項	特別損失	3,536,000	2,720,719	76.94%	
	第 4 項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2)資本的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的収入	659,828,000	0	0.00%	
	第 1 項	補助金	130,201,000	0	0.00%	
	第 2 項	他会計負担金	25,769,000	0	0.00%	
	第 3 項	他会計貸付金償還金	267,484,000	0	0.00%	
	第 4 項	投資有価証券償還金	99,657,000	0	0.00%	
	第 5 項	その他資本的収入	136,717,000	0	0.00%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的支出	3,124,787,200	856,271,540	27.40%	
	第 1 項	建設改良費	2,054,930,200	477,951,270	23.26%	
	第 2 項	企業債償還金	164,138,000	81,520,270	49.67%	
	第 3 項	投資	887,800,000	296,800,000	33.43%	
	第 4 項	その他資本的支出	12,919,000	0	0.00%	
	第 5 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

令和6年度損益計算書(上半期)

(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	3,123,148,673		
(2) その他営業収益	68,100,910	3,191,249,583	
2 営業費用			
(1) 配水費	1,786,666,258		
(2) 給水費	101,472,479		
(3) 漏水防止費	13,223,027		
(4) 業務費	174,013,204		
(5) 総係費	150,217,969		
(6) 減価償却費	533,240,500		
(7) 資産減耗費	49,839,000	2,808,672,437	
営業利益			382,577,146
3 営業外収益			
(1) 受取利息	7,657,952		
(2) 他会計負担金	2,804,000		
(3) 長期前受金戻入	201,675,000		
(4) 土地物件収益	43,460,742		
(5) 雑収益	3,619,161	259,216,855	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	6,386,797		
(2) 雑支出	12,800	6,399,597	252,817,258
経常利益			635,394,404
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	133,464		
(2) その他特別利益	0	133,464	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	2,667,494		
(2) その他特別損失	0	2,667,494	△2,534,030
上半期純利益			632,860,374
前年度繰越利益剰余金			739,417,892
その他未処分利益剰余金変動額			0
上半期末処分利益剰余金			1,372,278,266

令和 6 年度貸借対照表(上半期)

(令和 6 年 9 月 30 日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有 形 固 定 資 産

イ土 地		1,083,918,707	
ロ建 物	2,298,813,384		
減価償却累計額	<u>△1,370,343,240</u>	928,470,144	
ハ構 築 物	44,165,572,920		
減価償却累計額	<u>△24,190,627,710</u>	19,974,945,210	
ニ機 械 及 び 装 置	2,522,441,014		
減価償却累計額	<u>△1,801,377,519</u>	721,063,495	
ホ車 両 運 搬 具	45,909,933		
減価償却累計額	<u>△33,881,092</u>	12,028,841	
ヘ工具、器具及び備品	409,403,733		
減価償却累計額	<u>△305,212,074</u>	104,191,659	
ト建 設 仮 勘 定		648,588,777	
有形固定資産合計			23,473,206,833

(2)無 形 固 定 資 産

イ電 話 加 入 権		913,300	
ロソ フ ト ウ ェ ア		<u>6,587,171</u>	
無形固定資産合計			7,500,471

(3)投 資 そ の 他 の 資 産

イ投 資 有 価 証 券		1,898,009,000	
ロ長 期 貸 付 金		4,335,914,000	
ハそ の 他 投 資		<u>2,405,000</u>	
投資その他の資産合計			6,236,328,000

固 定 資 産 合 計 29,717,035,304

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金		7,005,277,197	
(2)未 収 金	1,127,824,383		
貸倒引当金	<u>△5,674,609</u>	1,122,149,774	
(3)有 価 証 券		99,657,000	
(4)貯 蔵 品		53,137,632	
(5)短 期 貸 付 金		267,484,000	
(6)前 払 金		397,576,951	
(7)そ の 他 流 動 資 産		<u>231,448,056</u>	

流 動 資 産 合 計 9,176,730,610

資 産 合 計 38,893,765,914

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債

411,941,419

企 業 債 合 計

411,941,419

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

620,614,350

ロ 修繕引当金

541,424,000

引 当 金 合 計

1,162,038,350

固 定 負 債 合 計

1,573,979,769

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に

充てるための企業債

82,616,750

企 業 債 合 計

82,616,750

(2) 未 払 金

121,244,229

(3) 預 り 金

71,935,836

(4) 引 当 金

イ 賞与等引当金

0

引 当 金 合 計

0

(5) その他流動負債

322,064,566

流 動 負 債 合 計

597,861,381

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

311,224,561

収 益 化 累 計 額

△161,687,653

149,536,908

ロ 寄 附 金

70,000,000

収 益 化 累 計 額

△22,049,998

47,950,002

ハ 工 事 負 担 金

1,787,157,987

収 益 化 累 計 額

△1,096,603,676

690,554,311

ニ 国 庫 (県) 補 助 金

14,883,147,285

収 益 化 累 計 額

△8,344,885,638

6,538,261,647

ホ 他 会 計 負 担 金

203,752,528

収 益 化 累 計 額

△35,132,327

168,620,201

ヘ 補 償 金

291,136,233

収 益 化 累 計 額

△115,165,167

175,971,066

繰 延 収 益 合 計

7,770,894,135

負 債 合 計

9,942,735,285

資 本 の 部			
6 資 本 金			20,323,687,838
7 剰 余 金			
(1)資 本 剰 余 金			
イ受 贈 財 産 評 価 額	321,419,706		
ロ国 庫（ 県 ）補 助 金	1,984,471,045		
資 本 剰 余 金 合 計		2,305,890,751	
(2)利 益 剰 余 金			
イ減 債 積 立 金	576,078,439		
ロ建 設 改 良 積 立 金	4,373,095,335		
ハ当年度未処分利益剰余金	1,372,278,266		
利 益 剰 余 金 合 計		6,321,452,040	
剰 余 金 合 計			8,627,342,791
資 本 合 計			28,951,030,629
負 債 資 本 合 計			38,893,765,914

3 企業債及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	422,229,046	0	55,873,446	366,355,600
地方公共団体金融機構	153,849,393	0	25,646,824	128,202,569
計	576,078,439	0	81,520,270	494,558,169

一時借入金

な し

那覇市上下水道局業務の状況（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

令和 6 年 9 月 30 日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	戸	161,720
検針栓数	栓	105,151
総排水量	m3	16,374,346
有収水量	m3	16,373,567
有収率	%	99.99

下水道料金使用料・収納状況

令和 6 年 9 月 30 日現在
(税込)

予算額（円）	調定額（円）	収納額（円）	収納率（％）	未納額（円）
3,996,532,000	1,866,302,856	1,208,760,409	64.77	657,542,447

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		下水道事業収益	5,864,482,000	2,616,296,543	44.61%	
	第 1 項	営業収益	4,684,954,000	2,088,794,127	44.59%	
	第 2 項	営業外収益	1,179,527,000	526,860,820	44.67%	
	第 3 項	特別利益	1,000	641,596	64159.60%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		下水道事業費用	5,589,063,000	1,867,861,449	33.42%	
	第 1 項	営業費用	5,343,126,000	1,783,678,161	33.38%	
	第 2 項	営業外費用	223,804,000	82,076,848	36.67%	
	第 3 項	特別損失	2,133,000	2,106,440	98.75%	
	第 4 項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2) 資本的收入及び支出

収入

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的收入	2,053,192,966	89,812,969	4.37%	
	第 1 項	企業債	878,900,000	0	0.00%	
	第 2 項	補助金	874,245,966	0	0.00%	
	第 3 項	他会計負担金	299,421,000	89,256,969	29.81%	
	第 4 項	その他資本的收入	626,000	556,000	88.82%	

支出

(単位：円)

	区 分		予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第 1 款		資本的支出	3,347,693,964	838,651,936	25.05%	
	第 1 項	建設改良費	2,354,524,964	285,814,356	12.14%	
	第 2 項	企業債償還金	885,168,000	452,527,580	51.12%	
	第 3 項	投資	103,000,000	100,310,000	97.39%	
	第 4 項	その他資本的支出	1,000	0	0.00%	
	第 5 項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

令和6年度損益計算書（上半期）

（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）

（単位：円）

1	営業収益			
	(1) 下水道使用料	1,696,897,225		
	(2) 雨水処理負担金	186,513,231		
	(3) 再生水売却収益	29,601,400		
	(4) その他営業収益	3,416,500	1,916,428,356	
2	営業費用			
	(1) 管渠費	54,977,023		
	(2) ポンプ場費	15,333,678		
	(3) 雨水処理費	33,776,451		
	(4) 排水設備費	25,586,876		
	(5) 業務費	599,459,545		
	(6) 総係費	70,566,918		
	(7) 減価償却費	918,697,000		
	(8) 資産減耗費	226,000	1,718,623,491	
	営業利益			197,804,865
3	営業外収益			
	(1) 受取利息	72,307		
	(2) 他会計負担金	93,347,800		
	(3) 補償金	0		
	(4) 補助金	0		
	(5) 長期前受金戻入	429,532,500		
	(6) 土地物件収益	3,733,906		
	(7) 雑収益	174,295	526,860,808	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	82,076,848		
	(2) 雑支出	0	82,076,848	444,783,960
	経常利益			642,588,825
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	584,815		
	(2) その他特別利益	0	584,815	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	2,019,707		
	(2) その他特別損失	0	2,019,707	△1,434,892
	上半期純利益			641,153,933
	前年度繰越利益剰余金			214,677,810
	その他未処分利益剰余金変動額			0
	上半期末処分利益剰余金			855,831,743

令和6年度貸借対照表（上半期）

（令和6年9月30日）

（単位：円）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		2,028,680,962	
ロ 建 物	176,150,594		
減価償却累計額	△105,861,327	70,289,267	
ハ 構 築 物	69,644,780,189		
減価償却累計額	△32,323,620,872	37,321,159,317	
ニ 機 械 及 び 装 置	888,811,982		
減価償却累計額	△658,951,798	229,860,184	
ホ 車 両 運 搬 具	6,528,431		
減価償却累計額	△5,872,630	655,801	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	28,078,711		
減価償却累計額	△16,493,188	11,585,523	
ト 建 設 仮 勘 定		1,773,799,580	
有形固定資産合計			41,436,030,634

(2) 無形固定資産

イ 地 上 権		118,600	
ロ 施 設 利 用 権		4,119,284,612	
ハ ソ フ ト ウ ェ ア		6,257,169	
無形固定資産合計			4,125,660,381

(3) 投資その他の資産

イ 投 資 有 価 証 券		100,000,000	
ロ 長 期 貸 付 金	1,846,600		
貸倒引当金	△130,650	1,715,950	
ハ そ の 他 投 資		4,147,000	
投資その他の資産合計			105,862,950

固 定 資 産 合 計 45,667,553,965

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		4,467,379,793	
(2) 未 収 金	674,773,122		
貸倒引当金	△741,655	674,031,467	
(3) 前 払 金		490,190,381	
(4) その他流動資産		84,625,681	

流 動 資 産 合 計 5,716,227,322

資 産 合 計 51,383,781,287

(単位：円)

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債10,799,162,815

10,799,162,815

企 業 債 合 計

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

377,220,431377,220,431

引 当 金 合 計

固 定 負 債 合 計

11,176,383,246

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債432,640,169

432,640,169

企 業 債 合 計

(2) 未 払 金

5,110,765

(3) 預 り 金

5,150,872

(4) 引 当 金

イ 賞与引当金

0

引 当 金 合 計

0

(5) その他流動負債

172,422,564

流 動 負 債 合 計

615,324,370

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受贈財産評価額

1,342,119,866

収 益 化 累 計 額

△217,344,853

1,124,775,013

ロ 国庫(県)補助金

40,151,667,652

収 益 化 累 計 額

△21,086,071,380

19,065,596,272

ハ 他会計負担金

3,590,513,136

収 益 化 累 計 額

△1,062,360,575

2,528,152,561

ニ 補 償 金

135,058,335

収 益 化 累 計 額

△19,378,029115,680,306

繰 延 収 益 合 計

22,834,204,152

負 債 合 計

34,625,911,768

(単位：円)

資 本 の 部

6 資 本 金			15,248,241,847
7 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	231,371,847		
ロ 国庫(県)補助金	383,975,952		
ハ 他会計負担金	38,448,130		
資本剰余金合計		653,795,929	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	855,831,743		
利益剰余金合計		855,831,743	
剰余金合計			1,509,627,672
資本合計			16,757,869,519
負債資本合計			51,383,781,287

3 企業債、その他借入金及び一時借入金の残高

企 業 債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財 政 融 資 資 金	1,923,564,134	0	159,541,828	1,764,022,306
地方公共団体金融機構	8,655,784,320	0	201,391,569	8,454,392,751
郵貯・簡保管理機構	889,704,019	0	86,706,692	802,997,327
琉 球 銀 行	201,132,000	0	4,216,000	196,916,000
水 道 事 業 会 計	11,900,000	0	0	11,900,000
計	11,682,084,473	0	451,856,089	11,230,228,384

その他借入金

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
都 市 再 生 機 構	2,246,091	0	671,491	1,574,600

一時借入金

な し

那覇市告示第 395 号

令和 6 年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
女性医師の胃・大腸カメラと内科 ミルミルクリニック	東新川 実和	令和6年11月1日～ 令和12年10月31日
那覇市字国場 271－1 ウズン・ビラ国場 3 B		

那覇市告示第 396 号

令和 6 年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
医療法人 神谷医院 (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導)	令和6年10月31日
那覇市長田1丁目12番35号	
医療法人 神谷医院 通所リハビリテーション (通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)	令和6年10月31日
那覇市長田1丁目12番35号	

那覇市告示第 397 号

令和 6 年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
指定居宅介護支援事業所イデア		令和 5 年 10 月 1 日
所在地	那覇市久米 1 丁目 8－15 号 1 階 (那覇市寄宮 2 丁目 30 番 36 号 GRANDPA601 号)	

那覇市告示第 398 号

令和 6 年 12 月 2 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第2項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

施 術 者	施術の種類	廃止年月日
施術所名称	施術所所在地	
山城 孝乃	あん摩・マッサージ	令和6年10月31日
大翔みんなの治療院	那覇市長田2-32-20 ハイライズ成輝703	

公 告**那覇市公告第 680 号**

令和 6 年 12 月 2 日

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第 3 条に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表する。（公表対象期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

那覇市長 知念 覚

◆ 閲覧状況（住民基本台帳法第 11 条）

No.	国又は地方公共 団体の機関の 名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る 住民の範囲
1	自衛隊沖縄地方 協力本部	自衛官候補生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため（根拠法令：自衛隊法第 97 条及び自衛隊法施行令第 120 条）	令和 5 年 5 月 17、 18、23 日	平成 17 年 4 月 2 日～ 平成 18 年 4 月 1 日の 間の生まれた男女（日 本住民に限る）

◆ 閲覧状況（住民基本台帳法第 11 条の 2）

No.	閲覧者氏名 （法人の場合は 名称及び代表者 または管理者 名）	利用目的の 概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	株式会社 日本リサーチセ ンター 代表取締役社長 杉原 領治	2023 年度全国個 人視聴率調査	令和 5 年 5 月 16 日	対象：7 歳以上の男女 （平成 28 年 12 月 31 日生ま れまで） 件数：15 件 地区：銘苅 1 丁目

2	株式会社 日本リサーチセ ンター 代表取締役社長 杉原 領治	2023 年腰痛に関 する全国調査	令和 5 年 5 月 16 日	対象:20 歳～89 歳の男女 (昭和 9 年 6 月 1 日～平成 15 年 5 月 31 日生まれ) 件数:20 件 地区:田原 1 丁目
3	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	第 16 回メディア に関する全国世論 調査	令和 5 年 5 月 18 日	対象:満 18 歳以上 (平成 17 年 6 月末日までに 生まれた) 日本人の男女個 人 件数:19 件 地区:松尾 1 丁目
4	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	テレビ視聴に関す る調査	令和 5 年 5 月 18 日	対象:16 歳以上の日本人 の男女(平成 19 年 6 月末ま でに生まれた男女)件数: 14 件地区:首里崎山町三 丁目
5	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	がん対策に関する 世論調査	令和 5 年 5 月 18 日	対象:満 18 歳以上(平成 17 年 6 月末日までに生ま れた)日本人の男女 件数:16 件 地区:繁多川 2 丁目
6	株式会社 インテージリサ ーチ 代表取締役社長 村上 清幸	2023 年度旅行・ 観光消費動向調査 (一般統計調査)	令和 5 年 5 月 26 日	対象:年齢・性別指定なし 件数:255 件 地区:西 3 丁目・東町・首 里鳥堀町 2 丁目～4 丁目
7	株式会社 日本リサーチセ ンター 代表取締役社長 杉原 領治	子ども・青少年の スポーツライフに 関する調査	令和 5 年 5 月 30 日	対象:4 歳～21 歳の男女 (平成 13 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生まれ) 件数:30 件 地区:首里石嶺町 4 丁目
8	株式会社 日本リサーチセ ンター 代表取締役社長 杉原 領治	生活意識に関する アンケート調査	令和 5 年 5 月 30 日	対象:20 歳以上の男女 (平成 15 年 7 月 31 日生ま れまで) 件数:15 件 地区:首里久場川町 1 丁目

9	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	家計消費状況調査	令和5年 6月7日	対象：16歳以上の男女 (2007年4月1日以前に出生の男女) 件数：150件 地区：牧志2丁目・壺屋1丁目・字大道
10	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	食料・農業・農村の役割に関する世論調査	令和5年 7月12日	対象：満18歳以上の日本人の男女 (平成17年8月末までに生まれた) 件数：13件 地区：字国場
11	一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治	通信利用動向調査	令和5年 7月13、 25日	対象：20歳以上の世帯主 (平成15年4月1日以前の生まれ) 件数：172件 地区：泉崎1丁目・若狭1丁目・真嘉比1丁目・首里山川町2～3丁目
12	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	第9回男女の生活と意識に関する調査	令和5年 7月19日	対象：昭和48年9月1日から平成19年8月31日までに生まれた日本国籍を有する男女個人(令和5年9月1日現在16歳以上49歳以下の男女個人) 件数：20件 地区：おもろまち2丁目
13	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	外交に関する世論調査（附帯調査：尖閣諸島）	令和5年 7月20日	対象：満18歳以上(平成17年8月末までに生まれた)の日本人の男女 件数：16件 地区：楚辺2丁目

14	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	日本人を対象とした外国人との共生に関する意識調査	令和5年 8月29日	対象：令和5年8月1日時点で満18歳以上の日本国籍を有するもの 件数：26件 地区：首里桃原町1丁目2丁目、首里当蔵1丁目
15	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	国民生活に関する世論調査	令和5年 8月23日	対象：令和5年10月31日異時点で18歳以上の日本国籍を有する男女 件数：13件 地区：宇栄原3丁目
16	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	第15回薬物使用に関する全国住民調査	令和5年 8月23日	対象：令和5年10月1日時点で15～64歳の男女 件数：17件 地区：小禄1丁目
17	株式会社 日本 リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	生活意識に関するアンケート調査	令和5年 9月15日	対象：20歳以上の男女 件数：15件 地区：寄宮3丁目、字寄宮
18	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	生活設計と年金に関する世論調査	令和5年 8月31日	対象：満18歳以上日本人の男女 件数：13件 地区：曙3丁目
19	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	第6回くらしと生活設計に関する調査	令和5年 9月7日	対象：満20歳以上の男女 件数：20件 地区：繁多川3丁目
20	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	令和5年度消費者意識基本調査	令和5年 9月13日	対象：15歳以上の日本国籍を有する者 件数：25件 地区：樋川1丁目

21	株式会社サーベイリサーチセンター代表取締役 藤澤 士朗	国民の娯楽と健康に関するアンケート	令和5年 9月28日	対象：令和5年11月1日 時点で18歳以上74歳以下 の日本国籍を有する者 件数：63件 地区：字上間
22	株式会社サーベイリサーチセンター代表取締役 藤澤 士朗	孤独・孤立の実態把握のための全国調査	令和5年 9月29日	対象：令和5年12月1日 時点で満16歳以上の男女 件数：50件 地区：久米2丁目
23	一般社団法人新情報センター事務局長 山本 恭久	家計消費状況調査	令和5年 9月21日	対象：2023年4月2日時点 16歳以上の男女個人 件数：150件 地区：楚辺1丁目、字安里、 安里3丁目、壺屋2丁目
24	株式会社 中外代表取締役 板倉 敦	令和5年度電波利用環境に関する意識調査	令和5年 9月27日	対象：18歳以上の男女 件数：20件 地区：松尾
25	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	社会意識に関する世論調査	令和5年 9月28日	対象：令和5年10月31日 時点で満18歳以上の日本 国籍を有する者 件数：16件 地区：松山1丁目
26	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	令和5年度食育に関する意識調査	令和5年 9月28日	対象：令和5年10月31日 時点で20歳以上の日本 国籍を有する男女 件数：26件 地区：字宇栄原

27	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	令和5年度土地問題に関する国民の意識調査	令和5年 10月3日	対象：令和5年10月末時点で満18歳以上の日本人の男女 件数：15件 地区：曙2丁目
28	株式会社 日本 リサーチセンタ ー 代表取締役社長 杉原 領治	青少年のインターネット利用環境実態調査	令和5年 10月18日	対象：0歳以上17歳以下の男女（平成17年11月2日～令和5年11月1日生まれ） 件数：20件 地区：曙1～2丁目
29	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	令和5年度男女間における暴力に関する調査	令和5年 10月31日	対象：18歳以上59歳以下の日本国籍を有する者 件数：29件 地区：宇国場
30	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	令和5年度国語に関する世論調査	令和5年 11月14日	対象：満16歳以上の日本人男女 件数：18件 地区：泊1丁目
31	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	キャリアと技能形成に関する全国オンライン調査	令和5年 11月16日	対象：25歳以上39歳以下の男女（昭和59年1月1日～平成10年12月末日まで生まれ） 件数：20件 地区：首里石嶺町1丁目
32	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	環境問題に関する意識と行動：2024年全国調査	令和5年 11月29日	対象：18歳以上79歳以下の日本人男女 件数：17件 地区：前島2丁目

33	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	第 16 回生活と意識についての国際比較調査	令和 5 年 11 月 30 日	対象：20 歳以上 89 歳以下の日本人男女 件数：14 件 地区：三原 3 丁目
34	株式会社 日本 リサーチセンタ ー 代表取締役社長 杉原 領治	生活意識に関するアンケート調査	令和 5 年 12 月 5 日	対象：20 歳以上の男女 件数：15 件 地区：首里久場川町 2 丁目、首里崎山町 1 丁目
35	株式会社 日本 リサーチセンタ ー 代表取締役社長 杉原 領治	第 6 回犯罪被害実態（暗数）調査	令和 5 年 12 月 5 日	対象：16 歳以上の男女 件数：28 件 地区：字小禄
36	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	家庭用塩の消費実態に関する調査	令和 5 年 12 月 13 日	対象：20 歳以上の日本人男女 件数：24 件 地区：字真地
37	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	中高年期の家族生活についての全国調査	令和 5 年 12 月 13 日	対象：50～79 歳の日本人男女 件数：15 件 地区：字小禄

38	株式会社サーベ イリサーチセン ター沖縄事務所 所長 中尾 洋 一郎	沖縄観光に関する 県民意識の調査	令和5年 12月8日 ～12月22 日	対象：15歳以上75歳未満 件数：800件 地区：字国場、首里石嶺町 1～4丁目、字小禄、長田 1・2丁目、字仲井間、小 禄1・4丁目、字真地、字 安里、字上間、字安謝、古 波蔵1～3丁目、字与儀、 字大道、字宇栄原、泊1丁 目、安謝1・2丁目、字松 川、天久1・2丁目、繁多 川1～5丁目、三原1～3 丁目、真嘉比1・2丁目、 楚辺2丁目、字天久、樋川 1丁目、首里久場川町2丁 目、寄宮2・3丁目、首里 鳥堀町4丁目、松尾1・2 丁目、松川3丁目、おもろ まち4丁目、具志1～3丁 目、識名1・3丁目、山下 町、銘苅1～3丁目、牧志 2・3丁目、田原3丁目、 壺屋1・2丁目、宇栄原 1・4丁目、若狭3丁目、 首里大名町1・3丁目、字 田原、金城2丁目、古島2 丁目、曙3丁目、鏡原町、 泉崎2丁目、久米2丁目、 赤嶺2丁目、与儀2丁目、 高良2丁目
----	--	---------------------	------------------------------	--

39	株式会社サーベイリサーチセンター沖縄事務所 所長 中尾 洋一郎	しまくとぅば県民意識調査	令和5年 12月8日 ～令和6年 1月10日	対象：18歳以上80歳未満 件数：700 地区：字国場、首里石嶺町 1～4丁目、字小禄、長田 1・2丁目、字仲井間、小 禄1・4丁目、字真地、字 安里、字上間、字安謝、古 波蔵1～3丁目、字与儀、 字大道、字宇栄原、泊1丁 目、安謝1・2丁目、字松 川、天久1・2丁目、繁多 川1～5丁目、三原1～3 丁目、真嘉比1・2丁目、 楚辺2丁目、字天久、樋川 1丁目、首里久場川町2丁 目、寄宮2・3丁目、首里 鳥堀町4丁目、松尾1・2 丁目、松川3丁目、おもろ まち4丁目、具志1～3丁 目、識名1・3丁目、山下 町、銘苅1～3丁目、牧志 2・3丁目、田原3丁目、 壺屋1・2丁目、宇栄原 1・4丁目、若狭3丁目、 首里大名町1・3丁目、字 田原、金城2丁目、古島2 丁目、曙3丁目、鏡原町、 泉崎2丁目、久米2丁目、 赤嶺2丁目
40	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久	家計消費状況調査	令和6年1 月30日	対象：16歳以上の男女 件数：100件 地区：古波蔵3丁目、三原 2～3丁目
41	株式会社 日本 リサーチセンタ ー 代表取締役社長 杉原 領治	生活意識に関する アンケート調査	令和6年2 月27日	対象：20歳以上の男女 件数：15件 地区：天久1丁目

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 62 号

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

掲 示 済

期日前投票所における投票管理者の氏名等の変更について

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者として選任した者を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前 原 常 雄

1 投票所 第 1 投票所

2 変更する者

(変更前)

日付	住所	氏名
10 月 24 日	那覇市	高嶺 英二郎

(変更後)

日付	住所	氏名
10 月 24 日	那覇市	赤嶺 翼

